

鳥取県告示第762号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成18年10月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金 の種類	利子補給率			農業近代化資金 の種類	利子補給率		
	農業近代化資金 融通法（昭和36 年法律第202号。 以下「法」とい う。）第2条第 2項第1号、第 2号、第4号及 び第5号に掲げ る融資機関が同 条第1項第1号 に掲げる者に貸 し付ける場合	法第2条第2項 第1号に掲げる 融資機関が同条 第1項第2号か ら第4号までに 掲げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2項 第2号から第5 号までに掲げる 融資機関が同条 第1項第2号か ら第4号までに 掲げる者に貸し 付ける場合		農業近代化資金 融通法（昭和36 年法律第202号。 以下「法」とい う。）第2条第 2項第1号、第 2号、第4号及 び第5号に掲げ る融資機関が同 条第1項第1号 に掲げる者に貸 し付ける場合	法第2条第2項 第1号に掲げる 融資機関が同条 第1項第2号か ら第4号までに 掲げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2項 第2号から第5 号までに掲げる 融資機関が同条 第1項第2号か ら第4号までに 掲げる者に貸し 付ける場合
	(1) 規則別表 第1号に掲 げる資金	略	略	(1) 規則別表 第1号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント
	(2) 規則別表 第2号に掲 げる資金	略	略	(2) 規則別表 第2号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント
	(3) 規則別表 第3号に掲 げる資金	略	略	(3) 規則別表 第3号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント
	(4) 規則別表 第4号に掲 げる資金	略	略	(4) 規則別表 第4号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント
	(5) 規則別表 第5号に掲 げる資金	略	略	(5) 規則別表 第5号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント
	(6) 規則別表 第6号に掲 げる資金	略	略	(6) 規則別表 第6号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント
	(7) 規則別表 第7号に掲 げる資金	略	略	(7) 規則別表 第7号に掲 げる資金	略	略	年0.4パーセント